

平成 22 年第 5 回糸魚川市議会定例会会議録 第 6 号

平成 22 年 9 月 22 日（水曜日）

議事日程第 6 号

平成 22 年 9 月 22 日（水曜日）

午前 10 時 00 分 開議

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 所管事項調査について |
| 日程第 3 | 港湾交通対策について |
| 日程第 4 | 議案第 82 号 |
| 日程第 5 | 議案第 88 号、議案第 89 号、議案第 93 号、議案第 96 号、
議案第 97 号、議案第 99 号、議案第 100 号及び同第 107 号、
並びに陳情第 3 号、発議第 6 号及び同第 7 号 |
| 日程第 6 | 議案第 90 号から同第 92 号まで、議案第 94 号、議案第 95 号、
議案第 98 号、議案第 101 号及び同第 106 号 |
| 日程第 7 | 議案第 83 号から同第 87 号まで、議案第 102 号、
議案第 104 号及び同第 105 号 |
| 日程第 8 | 議案第 103 号及び同第 108 号 |
| 日程第 9 | 諮問第 3 号 |
| 日程第 10 | 発議第 8 号 |
| 日程第 11 | 発議第 9 号 |
| 日程第 12 | 閉会中の継続調査について |

+

本日の会議に付した事件

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 所管事項調査について |
| 日程第 3 | 港湾交通対策について |
| 日程第 4 | 議案第 82 号 |
| 日程第 5 | 議案第 88 号、議案第 89 号、議案第 93 号、議案第 96 号、
議案第 97 号、議案第 99 号、議案第 100 号及び同第 107 号、
並びに陳情第 3 号、発議第 6 号及び同第 7 号 |
| 日程第 6 | 議案第 90 号から同第 92 号まで、議案第 94 号、議案第 95 号、
議案第 98 号、議案第 101 号及び同第 106 号 |

日程第 7	議案第 8 3 号から同第 8 7 号まで、議案第 1 0 2 号、 議案第 1 0 4 号及び同第 1 0 5 号
日程第 8	議案第 1 0 3 号及び同第 1 0 8 号
日程第 9	諮問第 3 号
日程第10	発議第 8 号
日程第11	発議第 9 号
日程第12	閉会中の継続調査について

応招議員 2 6 名

出席議員 2 6 名

1 番	甲 村 聰 君	2 番	保 坂 悟 君
3 番	斉 木 勇 君	4 番	渡 辺 重 雄 君
5 番	倉 又 稔 君	6 番	後 藤 善 和 君
7 番	田 中 立 一 君	8 番	古 川 昇 君
9 番	久 保 田 長 門 君	1 0 番	保 坂 良 一 君
1 1 番	中 村 実 君	1 2 番	大 滝 豊 君
1 3 番	伊 藤 文 博 君	1 4 番	田 原 実 君
1 5 番	吉 岡 静 夫 君	1 6 番	池 田 達 夫 君
1 7 番	古 畑 浩 一 君	1 8 番	五 十 嵐 健 一 郎 君
1 9 番	高 澤 公 君	2 0 番	樋 口 英 一 君
2 1 番	松 尾 徹 郎 君	2 2 番	野 本 信 行 君
2 3 番	斉 藤 伸 一 君	2 4 番	伊 井 澤 一 郎 君
2 5 番	鈴 木 勢 子 君	2 6 番	新 保 峰 孝 君

欠席議員 0 名

説明のため出席した者の職氏名

市 長 米 田 徹 君	副 市 長 本 間 政 一 君
総 務 部 長 織 田 義 夫 君	市 民 部 長 小 掠 裕 樹 君
産 業 部 長 深 見 和 之 君	総 務 課 長 田 鹿 茂 樹 君
企 画 財 政 課 長 吉 岡 正 史 君	能 生 事 務 所 長 池 亀 郁 雄 君
青 海 事 務 所 長 七 沢 正 明 君	市 民 課 長 斉 藤 隆 一 君
環 境 生 活 課 長 金 平 美 鈴 君	福 祉 事 務 所 長 結 城 一 也 君

健康増進課長	伊奈晃君	交流観光課長	滝川一夫君
商工農林水産課長	金子裕彦君	建設課長	早水隆君
都市整備課長	金子晴彦君	会計管理者会計課長	小林忠君
ガス水道局長	山崎弘易君	消防長	山口明君
教育長	竹田正光君	教育委員会教育総務課長	渡辺辰夫君
教育委員会こども課長	鶴本修一君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務 勤労青少年ホーム館長兼務	扇山和博君
教育委員会文化振興課長 歴史民俗資料館長兼務 長者ヶ原考古館長兼務	小林強君	監査委員事務局長	久保田幸利君

事務局出席職員

局	長	神喰重信君	次	長	小林武夫君
係	長	松木靖君			

午前１０時００分 開議

+

○議長（倉又 稔君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員はありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議に入ります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（倉又 稔君）

日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、４番、渡辺重雄議員、１９番、高澤 公議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

高澤 公議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

高澤委員長。〔１９番 高澤 公君登壇〕

○１９番（高澤 公君）

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

本日 9 時半より、議会運営委員会が開催されております。その経過と結果について、ご報告いたします。

まず、委員長報告についてでございますけれども、総務文教常任委員長及び市民厚生常任委員長から、休会中の所管事項調査についての報告を行いたい旨、また、港湾交通対策特別委員長から中間報告について、それぞれ口頭報告を行いたい旨の申し出があり、これを本日の日程事項とすることで委員会の意見の一致をみております。

次に、議員発議としまして、発議第 6 号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書、これは内閣総理大臣ほかあてでございます。発議第 7 号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書、これは新潟県知事あてでございます。また、発議第 8 号、「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書、発議第 9 号、救急医療の支援を求める意見書が、それぞれ所定の手続を経て提出されております。

これを本日の本会議の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたいことで、委員会の意見の一致をみております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第 2 . 所管事項調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第 2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、総務文教常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12番 大滝 豊君登壇〕

○12番（大滝 豊君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では会期中の9月10日に、行政改革についての所管事項調査を行っているので、ご報告いたします。

担当課より、糸魚川市行政改革大綱の見直しに向けて、大綱・実施計画の推進状況の検証作業を行い、行財政改革推進庁内委員会では、大綱等検証作業班での検討作業と行政改革大綱等の検証結果（案）をまとめ、8月24日、行政改革推進本部（部課長会議）に諮った。今月末に糸魚川市行政改革推進委員会に提出したい。その後、行政改革大綱の見直し方針の決定を行いたい。

実施計画の検証結果については、進捗状況及び達成度は、ほぼ60%であったとの説明を受けました。

次に、行政改革大綱の分野別の主な課題、今後の取り組みの方向性について、国・地方とも行財政運営を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、本市においては、合併後10年が経過する平成27年度以降を見据えた行財政改革を推進する必要があるなどの説明を受け、直ちに質疑を行いました。

質疑における主な事項について、ご報告いたします。

委員から、市税等各種徴収金の収納率の向上という項目で、基幹システム変更にコンビニ収納システム導入の推進ということで課題が出ている。情報の電子化による事務処理の効率化という項目では、23年より新基幹システムが稼働することになるとあるが、コンビニ収納もできるということなのかの質問に、コンビニ収納を実施したいという方向では考えているが、効果があるのか、効率になるのか、ソフト活用の中で検討させてもらいたい。基幹システムの新システムへの移行する部分での庁内委員会が4月から立ち上がって、検討を進めてきたとの答弁がありました。

また、未利用資産の有効活用ということで、普通財産で売却可能な資産を処分する。未利用施設については新たな利活用を探すとあるが、未利用資産がどれだけあって、今後の計画はどう考えているのかの質問に、市内で廃校になった学校が5校、普通財産として各課から引き継いだもの、それから未利用になっている土地、山林等がある。市が必要かどうかといったものを毎年精査し、売却できるものは、できるだけ売却している。しかしながら、相手のあることであり、なかなか売却が進んでいかないものもある。現時点での売却可能資産ということでリストアップしたものが27件あり、面積は9,886平方メートルとなっている。

今後、できる限りまち内等の中で必要でないもの、将来的に市として活用できないものについては、民間に売却したいという方針は、今までどおりであるとの答弁がありました。

次に、定員適正化計画の策定と職員の意識改革、資質向上の取り組みをどのようにしようと考えているのか。職員の数を減らすだけで、仕事の見直しをしなければだめであるし、職員にもっとレベルアップをせよと言うだけではだめである。

例えば、外部団体の事務局を市の職員が行っていることが多いと思う。そういう外部団体、補助金を出している団体に、今後、自立をさせるような取り組みをやっていかないと、市の職員がパンク寸前になってしまうのではないかの質問に、新たな定員適正化計画の策定であるが、今、平成

26年度末、577名を目標に進めているが、もう1、2年で、この数字については達成できると考えている。

達成をした段階で、さらに職員の削減が必要なのかどうかである。保育士、消防士、保健師等々については、現場では人間が足りないという話も出ているので、それらを含めた中で、新たな職員数をどの程度にもっていくのか。当然、人口の推移もあるわけで、職員の適正化について577人を達成した段階で今後どうしていくか、大きな課題であると考えている。

職員の意識改革、資質向上については、行政改革があろうとなかろうと、職員の意識改革、要は市民への奉仕者、サービスだということも当然含めた中で、職員がいかに効率よく市民にサービスを提供できるかが、やはり意識改革の発端だろうと考えている。

資質向上は、それに伴う職員のレベル、どんどん少数精鋭になってくるわけであるので、資質を上げていかないと、今までどおりの仕事も当然できないわけである。人間も段々減っていくわけであるので、今までどおり仕事をして行こうとすると、どこかで市民サービスの部分を、少し市民の皆様と分け合っていく必要も出てくるだろうと思うが、このことについては今後の課題だというふうに認識している。

また、当然、職員が減っていけば、仕事量もどこかで減らしていく必要が、当然のことながら出てきている。今も現場は悲鳴を上げている状況である。各団体への自立のお願いもしていく必要もある。各種団体の自立については、もう少し大綱の中で自立のお願い、または自立への支援という形での見直しをしていきたいと考えているとの答弁がありました。

このほかにも多くの質問や意見、要望がありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の行政改革についての所管事項調査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

○議長（倉又 稔君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔11番 中村 実君登壇〕

○11番（中村 実君）

おはようございます。

市民厚生常任委員会では会期中の9月16日に、糸魚川駅旧レンガ車庫跡地周辺の土壌汚染について、及び能生国民健康保険診療所の経営改善についての2つの項目の所管事項調査を行っていますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、糸魚川駅旧レンガ車庫跡地周辺の土壌汚染についてですが、担当課より、今定例会の初日に市長が行政報告した詳細を、ＪＲ西日本より提供された資料に基づき、当該地における土壌汚染の分析結果の説明と、新潟県及び糸魚川市が調査した、周辺地域の地下水調査の調査結果について説明がありました。

委員からは、このレンガ車庫跡地周辺の箇所を調査するに至った経過の中で、ＪＲ西日本にどのような判断があったかとの質問に対し、このような施設を壊した後に、基準値を超えるものが出た事例がＪＲで他にあったことから、今回施設を壊すに当たり、当社の経験や今までの事例から、ここを調査した方がよいという判断に至ったという説明を受けた等の答弁がなされました。

また、今後、詳細調査を経て、1つの方法として土砂も置きかえになるかもしれないが、どのような深さまで置きかえを考えているかとの質問に対し、今回の件が、現在、土壌汚染対策法の法律に沿った指定の形質変更時要届出区域指定になるのか、要措置区域指定となるのか、あるいは、県条例に基づく汚染対策法の基準の適用となるかが決まっていなかったため、今ところ、どのような深さまでの対応になるか未定であるとの答弁がなされました。

また、今回の件に対し、行政側の議会や住民に対しての報告が遅く、危機管理に欠けていたのではないかと質問に対し、ＪＲから一報が入った段階では、市民への影響を考えたが、正式なものではないため、最終的な結果や、県への届出があってからすぐに、議会を含む市民へ報告し、対応すべきだというのがその時点での認識であり、今から考えれば第一報があった段階で、情報の扱いについてもう少し検討すべきであったと認識しているとの答弁がなされました。

その他、多くの意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

続きまして、2点目の能生国民健康保険診療所の経営改善について、ご報告申し上げます。

今定例会の初日に委員長報告にて、8月18日、閉会中の所管事項調査として、能生国保診療所の経営改善策の調査結果を報告いたしましたが、改めて担当課より、能生国保診療所への皮膚科設置に伴う収支見込みの実数及び院外処方実施に伴うメリット・デメリットなど、詳細な検討資料の説明を受けました。

委員からは、今後来ていただく新たな皮膚科の医師との契約は、糸魚川市との契約になるのか、それともコンサルタント会社となるのか。また、行政として、いつから皮膚科のサービスを開始したいのかとの質問に対し、契約は医師個人と糸魚川市の契約となる。

また、診療開始は、医師との契約や内容の精査及び新たな受診科目設置のため、保健所への手続もあり、できるだけ早く開始したいが、早くて10月の中旬か下旬になると思うが、今は明確に答えることができないとの答弁がなされました。

また、導入する予定の院外処方のサービスの中で、薬の配達サービスが検討されているが、配達手数料の取り扱いについてはどうなるのかとの質問に対し、配達手数料はいただく予定はないが、すべての患者のところへ薬を配達するわけではなく、基本的に宅配サービスを受けれる世帯や、患者が出歩くことが難しい人などの検討を行っているとの答弁がなされました。

その他、多くの意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査報告を終了いたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第３．港湾交通対策について

○議長（倉又 稔君）

日程第３、港湾交通対策についてを議題といたします。

港湾交通対策特別委員会に付託中の本件について、同委員会から中間報告を行いたい旨の申し出がありますので、これを許します。

野本信行港湾交通対策特別委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

野本委員長。〔２２番 野本信行君登壇〕

○２２番（野本信行君）

おはようございます。

９月１７日に特別委員会を開催し、付議事件調査を行っておりますので、その経過について報告します。

まず、姫川港貨物取り扱い急増に伴う整備計画の早期完成と、次期計画の調査と整備推進については、さきに市長の行政報告でもありました植物防疫法輸入港に指定されたことの報告と、今年度の貨物取扱量の状況や港湾整備事業についての報告があり、委員からは、植物防疫法上の輸入港に指定されたことを受け、より多機能になっていろんな可能性が生まれてくることから、高規格道路の整備ともあわせ、今後の活用策を要望する意見が出されておりました。これについては、長野県方面の企業としての陸揚げが、少し見えてきているといった報告もありました。

また、緩衝緑地整備については、９人の地権者との用地取得の契約が済んでいないということですが、今年度中には契約できるように進めたいとのことであります。

そのほかに、沖防波堤延長工事による海岸侵食に対する対応についての質疑、要望も取り交わさ

れておりました。

次に、一般国道 8 号系魚川東バイパス梶屋敷・押上間の早期完成と間脇・梶屋敷間の調査については、梶屋敷・押上間の事業促進と間脇・梶屋敷間の早期着工について要望活動を行っていることなどが報告され、委員からは、押上海岸の整備に関連して、押上にできる予定の海川左岸部の高架橋下の駐車場などの利用についても、設計図とあわせてつくっているのかとの質疑があり、それらについて含めた中で検討してもらおうよう、高田河川国道事務所にも提示はしてあるとのことでありました。

国の予算が未確定のところもあるようですが、大和川・押上については 26 年度、新幹線開業を目標に、また、浦本までの間の早期着工もあわせて要望しているとのことであります。

次に、地域高規格道路松本系魚川連絡道路市内区間の整備区間への昇格については、委員からは、長年要望してきているが話が進まないことについて、非常にあいまいな状態であり、粘り強く煮詰めていくよう働きかけてほしいと要望がされております。

また、国道 148 号沿いが商業を中心に衰退していることを危惧し、今、複数ある期成同盟会をまとめて、全体で動いていくような新たなアクションプランの作成を求める意見も出されておりました。

次に、北陸新幹線開業に伴う並行在来線の調査研究と大系線の活性化調査については、上越、妙高が 6 月議会で、また、当市が 8 月 2 日に臨時会で、第三セクター設立のための補正予算を可決したにもかかわらず、第三セクターがまだ設立されていないことについて質疑があり、県としては、会社設立に対する基本的な事項を慎重に検討している段階であるとの説明がありました。県もなるべく早くということで、取り組んでいるとのことであります。委員からは、当初、系魚川市議会が言っていたようにじっくりと検討して、来年の 4 月当初の設立としてはどうかという意見も出されました。

また、9 月 10 日に市内で開催されたタウンミーティングでの県知事の発言に関して、開業準備についての実際の運行を始めるまでの間の経費については、第三セクターの会社が借入れを行う予定であり、沿線市への負担はないということでありますが、開業後の運営経費については、第三セクター会社での資金計画により、その後に県、市を交えて決めて行くことになると思われ、会社がどう考えるか、また、それに対して県、市がどう考えるか、今後協議して決めて行くことになるであろうとの説明であります。

また、委員からは、系魚川から新潟市への優等列車の運行について、デッドセクションの移設を検討するよう意見が出されております。

これについては県知事が移設費用を 1 キロ 10 億円と発言したのに対し、当市ではこれまで 1 キロ 1 億円との見解があり、この問題に限らず、しっかりとした理論と根拠を持って県との対応に当たるよう意見が出されております。

行政からは、いずれにしても系魚川から新潟に向けての優等列車の運行は、必ず実現しなければならないと考えているとの答弁がありました。

次に、北陸新幹線建設促進と駅周辺整備の推進について、新幹線駅舎デザイン検討委員会が 10 月下旬までに、学識経験者、各種団体の代表、公募市民によって設立されることが説明され、委員からは、この検討委員会と当特別委員会の関係はどうなるかとの質疑があり、検討委員会と特

別委員会の双方の意見を聞いて、最終的には、市長が判断することになるとの答弁がありました。また、新幹線駅舎のデザイン案については、切り取り保存された赤レンガ車庫の部材の活用も含めたものも依頼をしてあるとのことであります。

その他委員からは、新幹線駅舎から南口、駅南線につながるロケーションづくりや、ジオパークと絡めた駅舎からの眺めを重要視する意見や、駅南線と中央大通り線との交差部分の安全性の確保と交通渋滞の発生を危惧する意見がありました。

この他にも各付議事件調査で活発な質疑が交わされておりますが、割愛させていただきます。

以上で、港湾交通対策特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり了承することに決しました。

+

+

日程第４．議案第８２号

○議長（倉又 稔君）

日程第４、議案第８２号、平成２１年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

本定例会初日に、総務文教常任委員会に分割付託となりました議案第８２号、平成２１年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定についての関係部分につきましては、去る９月９日及び１０日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおりであります。起立採決による原案認定であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

総務課の関係では、職員研修費の関連で、職員の接遇に関しての質疑が行われましたが、特段報告すべき事項はありません。

企画財政課関係では、分担金等の過年度返還金について、保育料の返還に関して詳細説明が求められ、担当課より20年度の保育料において扶養の認定に誤りがあったため、保育料の額が月額3万7,500円のところを2万2,500円ということで、還付が生じたということであるとの答弁がありました。

このほかにも質疑が行われましたが、特段報告すべき事項はありません。

能生事務所関係では、地籍調査の関係で、鬼舞、鬼伏地区の計画から完了までの年度と、現在何年目に入っていて進捗率はどれくらいなのかの問いに、鬼舞、鬼伏地区については、平成20年度から着手し、平成26年度完了を予定している。進捗率については、現在50%であるとの答弁がありました。

このほかにも質疑が行われましたが、特段報告すべき事項はありません。

教育委員会関係では、小学校と中学校での情報教育で、パソコン、コンピューターという部分の事業に、結構な金額がかかっているわけであるが、教育の効果としてどのように評価、また、効果があるのか、どのような成果が見られているのかの質問に、ICTに向けての環境整備が数年間計画で今進んでいる。昨年度あたりから電子黒板が市内の学校のほうにも配備されて、教職員の研修が昨年度からようやくスタートしたという段階である。

昨年度は、糸魚川小学校、田沢小学校、大野小学校、中学校では青海中学校を中心に、関係する職員が集まって授業研修等をしている。その後、参加した職員が自分の学校に持ち帰って、少しずつ使いながら、その効果を確かめているという状況であると教育委員会としては把握している。繰り返し研修を重ねて、どの職員もそれを活用して授業の効率を上げて、子どもたちの興味、関心を高めるような形での教育活動を、年次計画ごとに積極的に進めて行きたいという考えでいる。環境整備ができたのが昨年度からであるので、これからいろいろな場面で効果が求められるのではないかと思います。

取り組んだ、その効果、成果が、どのような形で子どもたちに身につくのかということも、授業研究会、授業研修である教職員の授業研修の後に、いろいろな授業協議があるので、そのときに教職員と話し合いながら、どのような形で行うことが、子どもの定着に、より効果があるのか等の検証を少しずつ進めていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、ALT関係で、小・中学校での英語教育が高校へ行ったときに、その連続性があるのか、その展開はどのように考えているのかとの質問に、糸魚川市内の小・中学校のALTの活用の実態等も、だんだん充実して体制が整ってきている。

実践の方もどんどん進んでいるので、その取り組みの情報を高等学校にもよく伝えて、その辺の連携は、どのような形でうまくつないでいけるのかどうかというあたりも、一貫教育の中では大変大事な情報交換、行動連携につながっていくので、とにかく情報交換を基本計画の策定の中でもよく話をしながら、進めて行きたいと考えているとの答弁がありました。

このほかにも活発な質疑が行われましたが、特段報告すべき事項はありません。

消防本部関係では、警報器の設置がなかなか進まないということで、残額が出ているようである

が、どのような理由で進まないのか、進捗の図り方はとの質問に、この補助事業の実施以前には、各地区長さんをお願いをして、共同購入という形で約20%弱の普及があった。

この事業のスタート当初は、2月28日までの締め切りとしていたが、年度末まで延期したものである。それにより、62.4%までの設置率の進捗をみている。この事業実施以前の20%弱、この補助事業で設置した約20%の世帯の方、それから水面下で、この事業スタート前に共同購入に尽力してもらっていた20%、これらを合わせて約60%と理解している。これからの残りの設置率アップには、この事業は終了したが、継続して設置推進に努めているところである。今後も12日の防災フェア等を含めて、市民に訴えていきたいと考えているとの答弁がありました。

このほかにも活発な質疑が行われましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の決算認定審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、これより建設産業常任委員会委員長報告を行わせていただきます。

本定例会初日の本会議で、当委員会に分割付託となりました議案第82号、平成21年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、去る9月13日及び14日に、第1委員会室において審査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案認定であります。

審査における主な経過についてご報告申し上げます。

5款、労働費において、労働諸費の人材育成支援事業について、この3年ぐらいの推移として、受験者数、合格者数はどうか。また、職業訓練校事業費補助金で生徒数が少なく、講師の関係もあり、運営自体が危ぶまれていたということであるが、現在の職業訓練校の実態はどうなっているかとの質問があり、資格受験の件数的なものは四百数十件で推移している。合格者については、報告義務を課しておらず承知していない。資格取得に関しては、特に製造業の必置資格と言われているものに関して、危険物取扱主任、ボイラー技士、衛生管理者が受験のベスト3であり、報告義務は課していないが、次年度からの申請から推察して合格していると考えている。市では3回まで助成をしているが、1回のみという方が多く、比較的取得の容易なものに関しては合格をされていると認識している。

職業訓練校の生徒数の推移は、長期研修ということで、大工技術の研修、木造建築科、平成18年には7名、19年には5名、20年には5名、21年は6名で推移している。平成22年は10人であるが、職業能力開発法により高等職業訓練校にかかわる国庫補助の基準人数は5人で、ぎりぎりのところで推移している。そのほかは短期研修で、上越テクノスクールからのOABビジネス科等が単発で行われている状況であるとの答弁に、今後の雇用環境を見ると、再就職するための有利な資格取得は重要なものであり、職業訓練校での資格が取れる中身、内容を精査していただき、職業訓練校の維持を図るとともに、多様な雇用機会を与えられるよう取り組んでいただきたいとの

要望意見がなされております。

また、雇用促進事業で、全体の雇用確保の状態はどうなっているかとの質問に、7月のハローワークの有効求人倍率は0.66ということで、当市においては、県内平均の0.5よりよい状況である。緊急雇用対策により、雇用された会社等に20万円の助成金を交付したことが功を奏したのではないか。

緊急雇用対策補助金、市の緊急雇用、県の緊急雇用及びふるさと雇用において、離職者の方が暫定的な就職も含めて就職に及んだということで、一定の成果があると認識している。指数的には有効求人倍率という指数しかないが、助成金の交付対策により若干県内平均より上回ったとの答弁があり、雇用の確保については、新潟県でも最優先課題ということで取り組んでいる。糸魚川市においても企業支援室の中で市内各高校を回り、地元就職促進をしてきた。そのかいもあって高校生たちの意識は、地元就職したいという希望がトップである。しかし、全体では求人が足りないという状況が続いているが、こういった状態をかんがみて、雇用促進、企業誘致について今後の方針はどのように考えているかとの質問に対し、有効求人倍率の状況を見ても、2年ほど前の1.0を超えていた状況から考えると決してよい状態ではなく、市内で事業所の新しい事業の展開を支援し、新しい企業誘致に取り組み、市内の事業所の活動の展開を活性化し、雇用に結びつけていきたい。企業支援室を中心に、県、商工団体等の関係機関と連携しながら、今後とも取り組んでいきたいとの答弁があり、全国的に有効求人倍率が低い状態で推移している。糸魚川市は健闘しているとも言えるが、逆に、今後は人材の取り合いが顕著になっていくと予想される。このような事業を活用しながら、糸魚川市としても新たな施策を展開して、事業支援、企業誘致という形で、地元雇用促進に努めていただきたいと強く要望するとの意見がなされました。

次に、6款、農林水産業費においては、中山間地域等直接支払交付金について、第2ステージが終わったが認識と成果について、また、農地・水・環境保全向上対策事業補助金についての現在の成果についてお聞かせいただきたいとの質問があり、中山間地域等直接支払交付金制度について、市内においては21年度で第2ステージが終了しているが、46協定で、各地域でこの資金を活用して農道及び用水路等の整備を行っている。

第1ステージ、第2ステージを見ても、10年という経過の中で、明らかに集落における費用等の部分については、それなりの成果が上がっているが、集落における高齢化が著しい中で、今後の第3ステージは、かなり規模縮小がされている状況である。今までやってきた面積を維持するのは不可能という集落も出ており、今後、厳しい状況になると予想されるが、制度を利用する中で、中間地の農地等の保全に活用してもらいたいと思っている。

農地・水・環境保全向上対策事業についても、市内では22地域において制度を使い、農業者と一般住民が地域を一体化して守るために制度を活用して、地域内の活動資金として使っている。これも地域の環境整備等には、よい制度であると思っている。

ただし、これらの地域においても高齢化等により、集落の維持そのものが厳しい現実であると考えているとの答弁には、ハード的な成果はよいが、一番の問題は、今後、農地をいかに維持して守るかが問題である。10年前のスタートの時点では、行政は間違っている。お金さえ与えればよいよいという安易な発想であった。将来計画を話し合いで組み立て、5年、6年先を見越し、機械化、共同化を図らなければだめである。

今後５年間、第３ステージが始まるが、完全に荒廃する地域も出る。どこの地区も厳しい現状である。この４６団体の中で、将来を真剣にとらえているところはないのではないか。行政が情報提供し、ＪＡ、農業委員会が率先して農業をやっていないと現状は厳しい。

直払いは、１０年前も２期目も計画書を出させているが、その実現性はない。計画性と実効性を行政もチェックしながら、第３期の事業を推進していくべきである。担い手も育たないし、農地も荒廃という状況になっていることから、危機感を持って進めてもらいたいとの意見がありました。

中山間地の農業については、ご指摘のような現状であると認識している。第１期、２期の直接支払の中では、一定程度の耕作放棄の発生を防止してきたという面での効果は感じているが、将来に向かって継続的な農業活動ができるような組織運営を、それと連動して進めてきたかということについては、不十分な点が多いと認識している。

個々の農業者だけではなく、それぞれの集落の中で協力しながら進めていく体制づくりが、極めて重要だと思っている。県、ＪＡと連携しながら、そのような取り組みを進めていきたい。リーダー的な方の高齢化、自分の体力の限界を感じられる中で、次のリーダーの後継者づくりが大きい悩みである。課題を話し合いながら関係機関と連携し、農業者の皆さんとの話し合いの中で、将来に向かっての取り組みを進めていけるよう、促進、誘導というようなことを取り組んでいきたいとの答弁がなされ、これは過疎と後継者不足、そして高齢化に悩む、さまざまな中山間地域で共通の課題だと思われる。

目先の制度の使用だけでなく、今後の営農、農業の存続というものを考える大きな転換期であり、事業推進をするに当たり、長期展望に立って中山間地農業をどう振興していくかについて、見直さなければならない大きな時期にきている。将来展望を見据え、指導的立場のニューリーダーの育成も含めて、関連団体とも歩調を合わせる中で、事業推進を望むとの意見が出されています。

８款、土木費においては、姫川港の関連に関して、海岸の侵食対策で、大和川、糸魚川、浦本ということで、かなりその要因については、沖防の延長工事と治山等の土砂流出量の低下だということだが、姫川港の構造的発展と地域の海岸侵食という、メリットとデメリットについては担当課としてはどのように考えているのかとの質問があり、海岸の侵食防止については、この事業とは別メニューにならざるを得ないと思っているが、それぞれの海岸の管理者と協議をしながら、市の立場では進めていかなければならない。

侵食部分は港湾区域以外のものであるから、海岸侵食防止の取り組みを糸魚川海岸であれば、県に対して働きかけをしていきたいとの答弁に、これは姫川港の成り立ちから問題があり、当初計画の港湾区域は、その中心に港があった。それが過去のいきさつの中で、港湾区域の一番東端に変更され、海岸整備のためのさまざまな予算を使って、青海地域では傾斜護岸を中心としたラベンダー海岸事業が、侵食対策と景観づくりということで取り組まれた。

港湾関係の公園づくりもその費用を使ってやっているが、侵食の著しいところには、所管が違うために港湾経費が使えない。この区域の見直しについては２０年来、議会でも問題にしてきた課題であり、この辺の考え方を理事者として要望するべきではないのかとの質問には、港湾区域については当時のいきさつもあって、青海地域のほうが、かなり多くのエリアになっているが、現状では海岸侵食が、港から東側の大和川、浦本まできている。これらについては別の角度から、災害復旧、保全工事をしなければならない。

今後、大和川海岸については防波堤の工事が完了することから、新たな手法で災害復旧、環境整備に力を入れたい。また、浦本海岸については、国が事業に取り組むということで、一步前進と考える。ただ、全体とすれば影響は大きく、それらをするには過大な事業費がかかることから、県、国に働きかけをして、まず、どういう方法で実施できるのかを検討したい。

実際の活動の写真等は、大和川地区から市長にも届けられており、10月の連合区長会の中でも、この課題を上げるとのことで、現状をとらえながら進めていきたいとの答弁がなされ、巨大な費用がかかるのはわかるが、糸魚川市に出せと言ってるわけではない。過去は運輸省海岸、建設省海岸、農林水産省海岸と区分があって、なかなか横の連携が難しかったが、国土交通省として一本化になった。侵食の要因の1つに、姫川港の沖防の整備延長というのがあると因果関係を認めたわけだから、国土交通省等に対して、しっかりした対応で臨むべき。

それから、渚復活についても国土交通省の中に予算メニューがあり、ふるさととなくした海を復活するという取り組みを、しっかりとやっていただきたいとの要望意見がなされました。

次に、都市整備課関係の2款、総務費で、並行在来線対策事業、新潟県開業準備協議会負担金について、これはどのように使われ、今までこの会全体には幾ら使ってきたのか。その事業実績はとの質問に、平成14年から並行在来線の関係で、3市と新潟県で負担割合を含め、並行在来線準備協議会の中で支出している。21年度事業では、各委員会の開催費用、経営計画等の調査費に使われており、22年度を含め総額1,578万3,000円が当市から支出されている。3市と県の総額は1億4,577万7,000円を支出している。

事業内容については、14年から経営に関する概略調査、主なものとしては、並行在来線のあり方懇談会の指針が、18年に三百数十億という赤字の試算額が示されている。そのほかに旅客流動調査、収支分析調査などが出され、最終的には、ことしの経営委員会経営計画(案)が示され、地域活性化交流委員会のほうでは、鉄道とまちの共生ビジョン(案)が出されているとの答弁がなされ、過去8年間事業をやってきて、開業後の赤字分が実績だと言っているが、その赤字分は、当初386億円と発表されたが、これは糸魚川市議会の追及で、何の根拠も持たない数字だということが明らかになり、本年度になってから見直し、開業後の赤字は300億円から600億円と変更になった。今まで8年間、何をしていたか疑問である。

開業準備協議会というが、第三セクターをつくってからでないと、詳細は決定できないという県の言い分は何なのか。巨額な費用を使って事業実績が1つもないことは、許されることではないとの追及に、設立が平成13年度、実質的な活動が14年度からで、その時点から、将来の経営分離後の第三セクターの設立に向け調査を行ってきた。

経営に関する概略調査、需要調査を行い、平成18年度にあり方を設置し、概略の経営見込み、並行在来線の経営モデルの調査を行ってきた。その後、旅客流動調査を詳細に行い、開業を控え経営計画、利用活性化をまとめ、会社設立に向けた最終的な取りまとめを行った。

結果的に難しい要素があるため、経営委員会の経営計画の限界であった。経営計画、活性化の計画をまとめることで、これまでの活動ということが、実績というものであると考えるとの答弁がなされ、議会としては、事業費に対する結果を求めている。行政は結果責任であり、上越新幹線の直行特急期成同盟会においても、ルートなど具体的なものはいまだ発表されておらず、他の期成同盟会も含めて、各会の予算書を見ても余っている。

全額、沿線自治体の補助金であるのに、何で繰越金がいっぱい余っているところに、新たに補助金を出さなければならなかったのか、この辺が甘いと感じる。議会の目が一番通りにくいところであり、実績といっても、具体的に示すことができないあり方に疑問を持つ。やったらやったなりの評価や方向性を示し、検討した結果、並行在来線開業準備協議会等が検討したことをもとに、第三セクターを設立しますというのが普通であり、決め切れなかったので、新たに第三セクターの内部で決めるという流れでは、何のための巨額な事業費であり、長い年月であったのかが問われる。こういったことこそ真剣に、実績主義で出していくべきと強く要望するなど、多くの意見が交わされました。

次に、８款、土木費において、北陸新幹線沿線道路整備事業の物件移転補償料で、この移転の中には、トンネル工事で水脈を切ったというような補償料は入っているのか。そういう費用は、どこで見えるのか。糸魚川市とすれば、それは鉄道・運輸機構の責任であるから、全く関係ないというスタンスなのかとの質問に、水の補償については、鉄道・運輸機構が補償対象者に直接行うので、糸魚川市の予算には上がってこない。基本的に補償協議は、運輸機構とその該当者になるが、市も中に入り、地元との調整や運輸機構への要請等を行っている。

新幹線工事によって、水源地が枯れたという件について、西能生の１カ所６ブロックで問題となっており、梶屋敷と田伏でも３つの井戸が減水しており、バイパストンネル工事の影響であるのか、新幹線工事の影響であるのか、現在、水量調査をして原因を探っているとの答弁がなされ、地元では大変窮地であると説明を聞いている。行政不信にもつながっているようであり、担当課が現状を把握しているならば、早期対応を図るようにすべきである。

鉄道・運輸機構は、責任を１００％認めているということであり、補償金額を含めて市民の生活を守っていただけるよう、早期解決に向けて調整していただけるよう強く要望するとの意見に、能生地域での枯渇の問題については長くかかっている。地元での協議会等をつくっていただいて、鉄道・運輸機構との仲立ちや相談に乗っている。市の立場とすれば、地域の住民の立場に立って交渉事を行っている。地域とすれば大変な問題なので、しっかりと中に入って相談に乗っていきたいと考えたとの答弁がなされました。

この他にも、各項目で活発な論議が交わされておりますが、特段報告する事項はございません。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

これより議案第８２号、一般会計決算審査報告を行います。

本定例会初日に、当市民厚生常任委員会に付託された議案第８２号、平成２１年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定のうち、当委員会に分割付託となりました関係部分について、去る９月１５日と１６日に審査を終了しておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、起立採決による原案認定であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告申し上げます。

市民課関係では、２款２項２目、賦課徴収費について、電算処理委託料として、多くの多額な業務を委託しているが、毎年度継続的に支払っていかなければならないのか、また、削減について検討しているのかとの質問に対し、システム改修には制度改正に伴うものが多く、改修は必須となる。また、委託内容については毎年度見直し、内部で極力削減する努力を進めているとの答弁がなされました。

福祉事務所関係では、３款１項４目、老人福祉費のうち家族介護慰労事業について、在宅介護は、介護する家庭の負担が多大なのに、施設介護世帯との給付のバランスが悪いのではないかと。現在の在宅介護慰労給付金を、実態に見合った金額に引き上げるべきではないかと。質問に対し、手当そのものは、在宅で介護し苦労している方への一つの支えとなっている大事な事業であり、金額がこれでよいのかどうかということも課題だと受けとめ、福祉全体の中で勘案しながら検討していきたいとの答弁がなされました。

同じく老人福祉費のうち、高齢者おでかけ支援事業について、当初予算から大幅に減額し、また、執行残も多い理由は何かと。質問に対し、その中のおでかけバス事業は新規事業であり、需要見込みの誤りである。また、タクシー券助成は一度廃止し、７月に新たに制度を設け、周知も広報等で進めたが、申請者が少なかったためである。新年度は、２１年度実績を参考とし予算計上していきたいとの答弁がなされました。

次に、健康増進課では、４款１項２目、保健事業費のうち、健康増進施設助成事業について、予算額と決算額が同額であり、この事業が本当に市民の健康増進なのか。２３年度の健康づくりセンターの建築も踏まえ、総活しなければいけないのではないかと。また、ある程度この施設も有効活用していくことが必要となるのであれば、過去の経過と現状をしっかりと整理し、わかりやく説明しないと、誤解を生じる問題ではないのかとの質問に対し、この施設は、糸魚川市が民間の会社に健康増進施設をつくりたいということで、市と協議する中でつくられた施設であり、さまざまな経過の中できょうまできている、市全体の中で、健康増進の目的に対する補助であり、新年度予算に当たっても助成を受けている会社と、抜本的な改善をしようということで協議しているとの答弁がなされました。

環境生活課関係では、４款２項１目、生活環境総務費のうち、生活環境対策事業の有害鳥獣委託料について、近年、イノシシ、サル等の被害が多くなり、昨年度も国の臨時特例交付金で、電気柵などの対策を進めてきたが、新年度の取り組みなどについて、今後どのように考えているのかとの質問に対し、ある程度まとまった地域で、経費をかけて対応する必要がある。猟友会、あるいは専門の先生の助言のもと、市全体の中でしっかりとやっていきたいとの答弁がなされました。

そのほかにも活発な質疑や意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

新保議員。〔26番 新保峰孝君登壇〕

○26番（新保峰孝君）

議案第82号、平成21年度系魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

決算額は、歳入総額は約311億円、歳出297億円で、歳入歳出とも前年を大きく上回っております。

歳入では、景気の急激な後退の影響から、市税が63億円で5%の減、そのうち法人市民税は43.9%、2億4,000万円の減となっております。主要なものは、地方交付税86億円で5.3%の増、国庫支出金は35億円で118.5%の増、市債は40億円で11.7%の増となっております。

歳出では、姫川流域コミュニティスポーツセンター、下早川小改修、糸中体育館改築、親不知漁港整備等、大規模な建設事業が多くあったことから、普通建設事業費が約22%の増、貸付金は景気対策緊急特別資金預託金等約26%の増などとなっております。このほかに定額給付金8億円や、豪雪対策の4億6,000万円等があります。款で言うと、土木費が17.0%、民生費15.6%、総務費14.7%、公債費14.6%の順であります。

雇用経済対策や大規模な建設事業の増により決算額がふえてはありますが、厳しい財政の状況に変わりはありません。全体では自主財源が減り、依存財源がふえております。市民の暮らしも一層大変になってきているときでもあり、暮らし応援の施策に一層力を入れる必要があると考えます。

2款、総務費では、地域情報ネットワーク事業で臨時雇い賃金83万円が支出されております。ケーブルテレビ戸別加入促進のための4名の臨時雇い賃金とのことでありました。これは特定の民間会社の営業活動に、市が人件費を出すのと同じことになるのではないかと考えます。同時に、市が加入を押しつけることにもなりかねないものであります。また、職員を動員して仮申し込みを募ることもやりましたが、このようなやり方は、いずれも間違いであります。

3款、民生費では、前年度の高齢者交通費助成事業3,700万円の実績が、高齢者おでかけ支援事業では1,000万円となっております。補助額が半減する中で、タクシー代補助が一時なくなったこともあり、利用者は5,800人から4,400人に減っております。利用者の立場に立って考え、改善すべきであります。

4款、衛生費では、須沢の健康づくりセンター整備事業として、設計業務委託料1,680万円、施設建設工事400万円が支出されております。当初事業費12億円をプール等の先延ばしで半減させておりますが、これまでの施設も必要な耐震補強等をすれば、まだ使えると思いますし、広い市域でありますから1カ所に大きな施設をつくるのではなく、地域的に市民が足を運びやすいよう、

施設配置を考えるべきではないか。

また、フッ素洗口のような論争中のものを、教育や保育の場に持ち込むのはよくないと考えます。小さいころから歯磨きの生活習慣をきちんと身につけさせることが、一番大事なことであります。

7 款、商工費ですが、スカイパーク振興事業では、平成 18 年度よりシーサイドバレーとともに指定管理者制度による管理運営が行われているところであります。

指定管理料は、シャルマン火打スキー場 6,700 万円、シーサイドバレースキー場 3,800 万円となっております。当年度は雪が多く降りましたが、温暖化の傾向には変わりなく、スキー場を取り巻く環境は厳しくなるばかりであります。市の所有する 2 つのスキー場に対する支出の限度額を定め、それに沿ってスカイパーク振興事業に対する抜本的対策を講じていくべきと考えます。明確な市の持ち出しの限度がありません。

10 款、教育費では、オーストラリアへの中学生海外派遣事業で 900 万円計上されておりましたが、新型インフルエンザの流行から取りやめとなっております。この事業の枠は約 40 人でありますから、3 年生の約 1 割であり、20 万円近い個人負担があります。私は 20 万円近いお金がないことで参加できないようでは、義務教育段階での取り組みとしては、ふさわしいとは思えません。別の取り組みを検討したらどうかと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 82 号、平成 21 年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する各委員長の報告は、認定であります。

本案は、各委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を 11 時 15 分といたします。

午前 11 時 06 分 休憩

午前 11 時 15 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第５．議案第８８号、議案第８９号、議案第９３号、議案第９６号、
議案第９７号、議案第９９号、議案第１００号及び同１０７号
並びに陳情第３号、発議第６号及び同第７号

○議長（倉又 稔君）

日程第５、議案第８８号、議案第８９号、議案第９３号、議案第９６号、議案第９７号、議案第
９９号、議案第１００号及び同１０７号並びに陳情第３号、発議第６号及び同第７号を一括議題と
いたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結
果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して発議第６号及び同第７号の説明を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

本定例会初日において、総務文教常任委員会に付託となりました案件は、議案第８８号、同第
８９号、同第９３号、同第９６号、同第９７号、同第９９号、同第１００号、及び追加議案の議案
第１０７号、及び陳情第３号の議案８件、陳情１件の９件であります。

審査は、去る９月９日及び１０日に終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いた
します。

結果はお手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案９件についてはいずれも原案認定及び可決、
陳情第３号は採択であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第８８号、平成２１年度系魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、民
間から支配人を登用したということであるが、支配人にもう少し裁量権を与えてやるべきと思うが
どう考えるかの質問に、支配人については、臨時職員等の人事の裁量権も与えているし、食材等、
あるいは細かい消耗品等の仕入れ材料などのことについても任せている。そういった点で、権現荘
の現場での裁量権についてはお願いしている。せっかく民間からの登用であるので、支配人と私ど
も職員との意見交換をすることにより、今後も、権現荘経営の発展に努めていきたいとの答弁があ
りました。

委員から、都市交流促進センター、権現荘、温泉センターのすみ分けを、きちっとすべきである
の質問に、平成２０年のときの経営計画では、温泉センターについては地元の健康増進施設、また
は地域のコミュニティ施設としての位置づけについて、具体的には、権現荘の経営から切り離して
いく必要があるということであり、これが将来経営のあり方の中で明記されている。温泉センター
は権現荘と違って、地域の健康増進施設として権現荘の収支とは別に、赤字分については、きちん
と市の一般会計で持つべきではないかという考え方である。今回の決算では温泉センターの収支の

赤字分について、一般会計から繰出しをして充当した。２０年度の経営計画に沿って対応しているとの答弁がありました。

そのほかにも多くの質疑、答弁が行われましたが特段報告すべき事項はありません。

議案第９９号、変更契約の締結についてでは担当課より、糸魚川市情報基盤整備工事変更契約の概要が示され、変更内容の説明後、質疑に入りました。

委員から伝送路設備で、当初契約の１，８５０世帯から２，０１２世帯と増加したが、どこがふえたのか。また、ふえたところは全部２芯で敷設するののかの質問に、増工したエリアについては、１つは下早川の東海地区で、約５０弱の世帯を新しい難視エリアとして確定し、そのほかには、幹線ルートの主に共聴組合であるが、共聴組合付近のエリアが電界強度、または電波受信の強度が低いというところで新たに難視になった、宮平、羽生、水保、市野々、御前山、一の宮、蓮台寺、京ヶ峰、そして大野の一部である。

既に、ＮＴＴのＢフレッツ光ケーブルの提供エリアがこの中に含まれており、一の宮、蓮台寺、京ヶ峰、大野、水保が、通信の光ケーブルが整備してあるということで、放送のみを光ケーブル１芯で幹線を敷くという計画である。あとの地域は通信のサービスがされていないので、東海を含めて全域２芯を敷設する予定にしているとの答弁がありました。

また、混信障害に対してどういう取り組みをしていくのか。また、糸魚川市では高層ビルによる電波障害はないのかの質問に、混信障害については能登と秋田の２つがある。能登の混信障害については総務省から、障害エリアが市野々、御前山、それと中浜の一部と聞いているので、そこについては光ケーブルを敷設することで対応する。

もう１つの秋田の混信障害については、今回、８月の「おしらせばん」に、総務省からの情報を載せてもらった。その解決法について現在聞いている情報では、来年の７月にアナログが停波した後に、秋田の地上デジタル放送のチャンネルを来年の７月以降、半年くらいをかけて少しずつ変えて、混信しないように設定していきたいということを聞いている。まだ未確定であるので、今後も総務省から対策を随時確認していきたい。

また、糸魚川市では、今のところ高層ビル、マンション等による難視はないと確認しているとの答弁がありました。

そのほかにも多くの質疑、答弁が行われましたが、特段報告すべき事項はありません。

次に、議案第１０７号、糸魚川市過疎地域自立促進計画の策定についてでは、この計画は過疎の歯どめをするということが大きな柱であり、これにより歯どめがかかるのかとの質問に、この過疎地域自立促進計画は、国全体で各市町村の過疎化をとめようということで法律で制定されている。目的は、過疎に歯どめをかけるということであるが、具体的な手段については、過疎債を使い、各市町村で事業を行うということである。過疎地域の整備を行うことによって住みやすい環境づくりをして、過疎化に歯どめをかけるということである。したがって、実際は、この計画の中には過疎債が使えるように、すべての事業を網羅して計画をつくるということになる。

今の段階では、そういう目的に沿って過疎債をできるだけ使って、有利な事業をしようと計画を策定したとの答弁であった。

委員から、計画の中には事業項目が物すごく多いが、今後、新たに事業が必要となり、ここに想定されていない部分が生じた場合、どのような対応をされるのかとの質問に、これから先、そ

+

ったものが出てくる場合も想定される。そういった場合には、法律の手續に基づいて、議会の承認をもらえるような変更計画をつくらなければならなので、同じような手續をさせてもらうとの答弁がありました。

そのほかにも多くの質疑、答弁が行われましたが、特段報告すべき事項はありません。

次に、陳情第3号、「私学助成の大幅増額を求める意見書」に関する陳情につきましては、異議なく採択いたしております。

これにより、本陳情は意見書提出を願意としていることから、発議第6号及び同第7号を提出いたします。

これより提案説明を行います。

議案第6号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と、私立高校の公費(私学助成)増額を求める意見書。

今日、全国では約3割の高校生が私立高校で学んでおり、私立高校は公立高校と同様に公教育として重要な役割を担っています。

今年度4月から公立高校の授業料無償化が実現しました。一方、私立高校では、授業料の一部を補う就学支援金が支給されています。私学の学費負担は昨年度よりは軽減されたものの、大多数の保護者にとっては、初年度納入金で全国平均約59万円の負担が残ったままとなっています。

憲法及び教育基本法は「教育の機会均等」と「私立学校教育の振興」をうたっています。しかしながら、私立高校に対する公費(私学助成運営費助成)は公立の約3分の1にとどまっています。私立高校への公費が低く抑えられていることは、これらの法に照らしても憂慮すべき状況と言わざるをえません。

以上より、政府並びに国会におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、教育費負担の公私格差解消を展望し、就学支援金の増額と私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、法務大臣、衆議院議長及び参議院議長へ意見書を提出します。

次に、発議第7号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と、私立高校の公費(私学助成)増額を求める意見書。

新潟県におかれましては、日ごろから私学の振興と発展にご理解とご支援を賜り深謝申し上げます。さらに今年度新規に施設整備費等軽減補助を新設していただき、まことにありがとうございます。

私立学校は、建学の精神に基づいて教育を進める公の教育機関として認可され、地域の子どもの教育に邁進しながら、独自の伝統と教育システムを発展させ、社会的に重要な役割を担ってきました。

今年度4月から公立高校の授業料無償化が実現しました。一方、私立高校では、授業料の一部を補う就学支援金が支給されています。私学の保護者にとっては、学費負担は昨年度よりは軽減されたものの、初年度納入金で平均40万円の負担が残ったままとなっています。

新潟県においては、施設整備費等軽減補助が新設されたものの、授業料全額助成の対象は生活保護世帯、市町村民税非課税世帯及び市町村民税均等割世帯等に限定されています。公立高校の授業

料無償化のもとで、私学の保護者の学費負担は、今日の厳しい経済状況と相まって、依然として重いものになっております。また、授業料が無償化された公立高校との関係で、私立高校は今まで以上の生徒募集競争を余儀なくされています。

以上のことより、新潟県におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分理解されるとともに、教育費負担の公私格差解消を展望し、学費軽減制度の拡充と私学助成の増額・拡充に一層努力されるように要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、新潟県知事へ意見書を提出いたします。

以上で、総務文教常任委員会の付託案件審査報告を終わります。

訂正しておわび申し上げます。

陳情第3号のところで、「発議第6号」と申し上げるところを「議案第6号」と申し上げたそうでございますので、訂正しておわびをいたします。

それから、最後の地方自治法第99条の規定により各大臣へのところの中で、「総務大臣」と申し上げるべきところを「法務大臣」と申し上げましたので、これも訂正しておわびをいたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

発議第6号及び同第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第88号、平成21年度糸魚川市柵口温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第89号、平成21年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 93 号、平成 21 年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 96 号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 97 号、糸魚川市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 99 号、変更契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 100 号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 107 号、糸魚川市過疎地域自立促進計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、この際、議事の都合により、発議第 6 号及び同第 7 号についてを先議いたします。

お諮りいたします。

これより発議第 6 号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と、私立高校の公費(私学助成)増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第 7 号、公立高校と私立高校の教育費負担の格差解消と、私立高校の公費(私学助成)増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、陳情第 3 号、「私学助成の大幅増額を求める意見書」に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

日程第 6 . 議案第 9 0 号から同第 9 2 号まで、議案第 9 4 号、議案第 9 5 号、
議案第 9 8 号、議案第 1 0 1 号及び同第 1 0 6 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 6、議案第 9 0 号から同第 9 2 号まで、議案第 9 4 号、議案第 9 5 号、議案第 9 8 号、議案第 1 0 1 号及び同第 1 0 6 号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔 1 7 番 古畑浩一君登壇 〕

○ 1 7 番（古畑浩一君）

それでは本定例会初日の本会議で、当委員会に付託となりました議案第 9 0 号から議案第 9 2 号

+

まで、議案第94号、議案第95号、同第98号、議案第101号及び議案第106号について、去る9月13日及び14日、現地及び第1委員会室において審査を行っておりますので、その経過と結果につきましてご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案認定または可決であります。審査における主な経過につきましてご報告申し上げます。

議案第91号、糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については、浄化槽事業整備費の水路改修支援事業について不用額がたくさん出ている。この事業の前提となっている大野地区の合併浄化槽排水対策の検討委員会があるが、これまで何回開いて、その進捗状況、内容と経過はどうかとの質問に、過去2回ほど開き、大野地区の排水については、単独の線を引くという話をした。その中で大野地区からは、個々の家の排水がどこに出るのか、秋の一番水が少ないときに農業用水の状況調査をし、その後、役員会に諮り、話を進めていきたい。

補助金による浄化槽が多い中で、市設置型の浄化槽にしてもらえないか、次の段階として提案したいと考えているとの答弁がなされ、昨年の予算委員会で、9月を過ぎると大野地区の農業用水の水量が少なくなり排水に支障を来すので、濁澄川から水を入れて流す話があったが、その結果はどうなったのかとの質問には、濁澄川からの取水もゲートを設置して、どの程度の費用がかかるか検討した結果、濁澄川の流れを見ると水門の入口に泥が堆積しており、それらがゲートを開けることによって用水路に流入するということが考えられ、土砂の堆積等でかえって維持管理が大変になるということから、水門の設置については難しいのではないかと考えているとの答弁に、そういう結論が出ているのであれば、区に対して早急に報告、相談をするべきである。

また、これも予算委員会のときに、東京発電からが大野区に流れてきている農業用水について、農繁期と農閑期に分かれて水量が制限されており、農閑期の水量不足によって各家庭から出る排水がにおう、蚊が発生するなどのクレームが出ている。それらを改善するために水量をふやすなどの対応を求め、そのときに行政側は、水量をふやすよう東京発電に申し入れをするという答弁をしているが、その結果はどうかとの質問には、大野地区の農業用水の役員の方は、何回か東京発電にお願いしてきた経緯がある。市としても確認をしたいと思うが、今のところ伺っていないとの答弁に対して、答弁で言ったことに関しては、責任を持って対応をすべきである。住民も期待していた。誠意ある対応を望む。

大野区の排水に関して水質調査もしているが、上刈、寺島、横町等の下流域に農業用水が行っており、クレームがあったが、その後の対応と、状況はどうかとの質問に、そうしたクレームについては正式には聞いていない。大野地区と協議会、検討委員会等をつくって協議しているが、水量の確保、それから排水の問題と市営の浄化槽の問題。さらに水道の合併等が絡んでおり、なかなか一定の方向が出ずに、時間がかかって申しわけないと思っている。地区の要望は早いうちに、精力的に進めないと時間がたつだけだと思っている。地元とよく話しながら進めていきたいと思っているとの答弁があり、予算委員会の言い逃れのために、できもしない約束をして、後で怒られるようなことをしてはいけない。行政として責任を持って交渉に向かうと約束したならば、精力的に問題可決に向けて邁進していただきたいとの要望がなされております。

次に、議案第92号、平成21年度糸魚川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、新設改良費の簡易水道施設整備事業について、早川簡易水道がことし3月に完了したわけであ

るが、この事業が糸魚川市の水道ビジョンにのっとる公営化のモデルケースになるのではないかと。今後続くであろう今井、大野、根知などの簡易水道組合の公営化に向けて大切な取り組みと位置づけて、長時間論議が交わされております。

なお、議事録が膨大であるため要約して報告申し上げます。

本定例会初日にも委員長報告いたしましたが、今後、簡易水道事業の公営化を進めるに当たり、原則無償譲渡、上限を定めた受益者負担により事業を推進したいとする行政と、過去の経緯や整備状況により、水源地や施設などの組合資産の有償譲渡を求める地元水道組合との見解の相違により、議論は依然、平行線となっております。

それぞれの立場で見解が違うわけでありますので、この決算審査の段階で双方の言い分を1つにまとめるのはなじまないと判断し、この問題は水道計画全体の進捗とあわせ、計画の遂行については閉会中の所管事項等で取り扱うこととして、質疑を終了しております。

次に、議案第101号、市道の認定については、現地を確認後、審査に当たっております。

大和川海岸線は総延長がまだあると思うが、これを皮切りにスタートし、原則的には私有地であっても、寄附採納100%でいくという考えなのかとの質問には、旧大和川村の中の大和川地域については、今回、無償でということで区の中でやられているが、田伏、梶屋敷、竹ヶ花については、そういう話にはおさまらないという気がする。

全体としては、大和川地域は距離的にも長いことから、まずは見本を見せようということで、地域の皆さんが頑張っている。その後のことについては何とも言えないとの答弁に、大和川自治会の将来計画ということで、渚のふれあい道を整備し、修景も整備していきたいというのが計画の背景にある。その第1段階で、民地である部分を市に寄附採納し、市道認定していただきたいと聞いている。また地元からは、この道路の下側が高浪でえぐられているということだが、担当課としてはどのように押さえているのかとの質問に、前川水門から東側のほうの旧姥川まで、延長1,885メートルが漁港海岸、それから逆に前川から海川までの約450メートルが建設海岸である。

前々から前川水門の出口が大分吸い出しをされ、右も左も水が通っているような状態になっている。もともとは出口の脇に消波ブロックがあったものが、なくなっている状態。昨年からの地域の整備部では応急的な処置はしているが、抜本的な処置は県のほうではやっていないという状況の中で、地域の皆さんは心配している。これまでも要望してきたが、今後も地域整備部へ要望していきたいと思っているとの答弁がなされ、このたびの市道認定に当たり、今後は市に管理責任も発生してくる。県に対策補強について申し出できるように、調査を進めていただきたい。調査をして行政同士、横の連携をとって、高浪災害等に備えるようにしていただきたいとの要望意見が出されております。

このほかにも活発な論議が交わされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会、委員長報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 90 号、平成 21 年度糸魚川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 91 号、平成 21 年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 92 号、平成 21 年度糸魚川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 94 号、平成 21 年度糸魚川市水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 95 号、平成 21 年度糸魚川市ガス事業会計決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 98 号、糸魚川市ガス供給条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１０１号、市道の認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第１０６号、平成２２年度糸魚川市集落排水・浄化槽事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第７．議案第８３号から同第８７号まで、議案第１０２号、
議案第１０４号及び同第１０５号

+

○議長（倉又 稔君）

日程第７、議案第８３号から同第８７号まで、議案第１０２号、議案第１０４号及び同第１０５号までを一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

本定例会初日に、当市民厚生常任委員会に付託されました案件は、議案第８３号から同第８７号まで、議案第１０２号、議案第１０４号及び同第１０５号までの議案８件であります。

審査については、９月１５日と１６日に終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決及び認定であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第 83 号、平成 21 年度系魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、現在、市が力を入れている食育の事業内容は何かとの質問に対し、肥満の改善を中心に実施し、内容は、幼児肥満予防事業として、体格調査、栄養相談、食育教室を進めたとの答弁がなされました。

議案第 87 号、平成 21 年度系魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでは、役所内の包括支援センターの窓口業務は手狭ではないのか。また、個人情報保護に考慮されているのかとの質問に対し、新たな支援センターもでき、相談件数も今後減少すると見込まれる。また、できる限り個室にて、相談を受ける体制になっているとの答弁がなされました。

次に、議案第 102 号、契約の締結については、520 日と長期における工事期間中の工事車両通行に伴い、既設の取り付け道路の交通規制はどのようになるのかとの質問に対し、現在の取り付け道路は幅員も広く、工事車両による交通規制の必要はないと判断しているとの答弁がなされました。

その他の議案でも活発な質疑や意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

吉岡議員。〔15 番 吉岡静夫君登壇〕

○15 番（吉岡静夫君）

議案第 86 号、平成 21 年度系魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について当議案を認定することについて、及び議案第 104 号、平成 22 年度系魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、当議案を可決することについて。以上、両議案について、いずれについてもそれぞれ反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、議案第 86 号、平成 21 年度系魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

医療改革の名のもと、平成 18 年 6 月に強行可決され、同 20 年 4 月から動き出した後期高齢者医療制度は、年をとったというだけで仕分け、囲い込み、取り扱いを受けて、その結果、弱くなれば弱くなるほど、力がなくなればなくなるほど、そのしわ寄せをもちに受け、辛い思い、苦しい扱いを強いられるという状況は、現実の問題であります。

17 日の新聞報道などでも取り上げられ、指摘を受けておりますが、短期保険証問題 1 つをとっても、無保険のお年寄り問題や受診抑制問題につながる事実も明らかになってきております。いず

れにしても、このような制度そのものは基本的には廃止、見直すべきであります。

以上、議案第 86 号について、これを認定することについての反対討論とさせていただきます。

次に、議案第 104 号、平成 22 年度系魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

当案件につきましても、ただいま議案第 86 号についての反対討論で申し述べたごとく、後期高齢者医療制度そのものは、基本的には早晩廃止、見直すべきである。

以上の理由により、議案第 104 号について、これを可決することについての反対討論とさせていただきます。

以上。

○議長（倉又 稔君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第 83 号、平成 21 年度系魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 84 号、平成 21 年度系魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 85 号、平成 21 年度系魚川市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 86 号、平成 21 年度系魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 87 号、平成 21 年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第 102 号、契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 104 号、平成 22 年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第 105 号、平成 22 年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで昼食時限のため暫時休憩をいたします。

再開を午後 1 時といたします。

午後 0 時 00 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

○議長（倉又 稔君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 8 . 議案第 1 0 3 号及び同第 1 0 8 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 8、議案第 1 0 3 号及び同第 1 0 8 号を一括議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

大滝 豊総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝委員長。〔12 番 大滝 豊君登壇〕

○12 番（大滝 豊君）

本定例会初日において、議案第 1 0 3 号、平成 2 2 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 3 号）及び追加議案の議案第 1 0 8 号、平成 2 2 年度糸魚川市一般会計補正予算（第 4 号）のうち、総務文教常任委員会に分割付託となりました部分につきましては、去る 9 月 9 日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

審査の結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

企画財政課関係では、委員から、まちづくりパワーアップ事業補助金 3 0 0 万円の追加について具体的な説明をお願いしたいとの質問に、追加事業については、11 月に能生の市民グループが提案している健康講演会、9 月の根知谷音楽祭、上路で計画しているハード整備事業、ジオパークの詩吟集の作成、それと、マリンドリーム周辺の植栽。また、「うまいもん会」が主催する、秋のイベントである甘エビフェアなどが主なものである。

このほかにも、大系線を活用した青春歌声列車の申請をしたいというものや、大神堂地区の多目的広場の整備という打診が来ている。これらの計画をすべて合わせると約 4 3 0 万円程度になるので、不足分の 3 0 0 万円を補正したとの説明であった。

委員から、市は補助金を交付し、大いに頑張ってくださいと言うだけではなく、実際にその成果がどうであったか、どれぐらいの入り込み客であったか等の実績の確認はどうしているのかとの質問に、公金を使って支援していることから費用対効果、また、それが本当に市民のため、市のためになったかということは実績報告書等々、また、いろいろ携わった方からの意見聴取、また、新聞等の報道もあるので、そういったものを記録して、どのようになって行ったかということは、追跡して見させてもらっている。

これは 2 年間の財政支援であることから、3 年目以降は自主事業でやってもらうことになるが、そういった補助金がなくなった後の事業の進展の見込み等は、主催者から十分に調査をして、必ず

続けていってもらいたいということの言質を取って、市も側面的に応援することで、その事業が継続するように努力しているところであるとの答弁がありました。

教育委員会関係では、相馬御風宅の保存の計画委託料が、県との協議が不調になって減額ということであるが、その内容はとの質問に、県史跡の相馬御風宅の整備事業については、県の文化行政課と改修等についてこれまで協議してきた。改修する前に、どういう改修が必要かという調査を含めて、２２年度に計画を策定するという事で打ち合わせをしてきたが、県の補助金のほうが見込めないということで、次年度に、その策定を送りたいということであるとの答弁。

委員からは、来年度になれば県との調整はつくのか。また、県の補助対象にならなくても、糸魚川市でやるべきという考え方も出てくるのではないかととの質問に、来年度間違いなく予算をつけてもらうと言う確約はないので、その点についての明言はできない。

市とすれば県の補助金をもらうことができれば、その支援をもって対応をしたいという考え方である。県史跡という認定を受けている相馬御風宅であり、第一義的には、県の支援をいただきながら行いたいということであるが、その辺は文化財保護審議委員会等もあるので、いろいろな方の意見を聞きながら、対応していきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほかにも質疑はありましたが、特段報告すべき事項はありません。

以上で、総務文教常任委員会の補正予算審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

次に、古畑浩一建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

古畑委員長。〔１７番 古畑浩一君登壇〕

○１７番（古畑浩一君）

本定例会初日及び９月８日の本会議で、当委員会に分割付託となりました議案第１０３号及び議案第１０８号について、去る９月１３日に第１委員会室において審査を行っておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査における主な経過につきまして、ご報告申し上げます。

議案第１０３号、平成２２年度糸魚川市一般会計補正予算（第３号）では、農業振興費の地域水田農業推進事業の米穀需給調整推進事業補助金で、今回は生産調整の一環として上がっているが、ことしの夏の日照りとかの被害状況はどうなっているかとの質問に、ことしの夏は異常な干ばつが続いているが、それによる水稻の被害状況は、ＮＯＳＡⅠ、ＪＡ、県のほうと連携をしながら状況を把握し、９月６日現在では、市内では能生の高倉、徳合、仙納、大洞、藤崎、それから中野口などの集落で、約７．９ヘクタールで水稻の立ち枯れ等の被害の状況があり、そのほかに糸魚川地域では西塚、東塚で２ヘクタールほど水稻の一部立ち枯れが認められ、あわせて９．９ヘクタールほどに市内の水稻の被害が出ていると把握している。

また、市内の水田でひび割れ等が多数発生しており、２０センチメートルを超えるひび割れがあるところは、市内では約３０ヘクタールあり、県と関係機関で把握している。

農地のひび割れが甚だしく、翌年に農地の利用が難しい場所については、県が単独で農地の災害

復旧の助成をするという新聞報道もあり、現況を確認しながら、県の案件に該当するようなものがあれば、農地所有者や関係機関と協議しながら、対応していきたいとの答弁がなされました。

次に、都市整備課関係では、市がパーク・アンド・ライド駐車場として買い上げる土地の件で、ヒ素を中心に汚染されている地域の安全性確保について、汚染された土壌のまま買うのか。表土の入れかえぐらいは条件としてつけるべきだと思うがどうかとの質問に、基準値を超えた部分の土地については、ＪＲ西日本の責任で処理することを条件に購入する方針である。

今のところ県はＪＲと協議中であり、方針が決定し、安全が確認されたら買い取る。それまでは契約をしないという方針であるとの答弁がなされ、それに関連して、工事を推進する場合、汚染原因の特定と、汚染された土砂に対する対応の計画がＪＲ側からまだ示されていないが、工事全体のおくれであるとか、汚染された土砂の中和策について、ＪＲ側はどのように考え、県はどのように指導しているのか。また、糸魚川市として、県、ＪＲに対して、どのような対処を望んでいるのかとの質問には、当面、工事が懸念されるのが、新幹線の橋脚建設であり、機構のほうもＪＲが処理をし、安全になった時点で工事をしたいということで、環境生活課が県と相談し、基本的には土地の形質を持ち主が処理後、安全になってから対応するという考えであるとの答弁がなされております。

次に、緊急経済対策の住まいる環境リフォーム補助金の申請者について、糸魚川市内在住ということだが、工事の条件で、法人、個人の大工さん、だれが個人でやっているのか、行政で把握をして受け付けするのかとの質問に、市内に在住しているかについては、住民票により確認する。申請者に不便をかけないような形でクリアしていきたい。

市内に本社、または支店という中で、基本的には本人が来られるのか、工務店が代理で来るのか条件をつけるものではないが、工事をする方が市の中にある業者であることが確認できれば、それでよしと思いたいとの答弁がなされ、３，０００万円で打ち切って、応募がまだあった場合に、それで終わりというのは公平でないと思うが、どういうお考えかとの質問には、基本的には、仕事を受けられる方が３件、４件取ろうが、営業努力ということで問題はない。個人については、１回限りということになる。締め切りについては、日ごとの整理をして、件数が残り少なくなった状況でお知らせするなど、申し込みの様子を見てやらざるを得ない。今のところは、財政担当課からは３，０００万円が限度と言われているので、予算の範囲で行ってきたいとの答弁がなされております。

次に、議案第１０８号、平成２２年度糸魚川市一般会計補正予算（第４号）については、議案審査に先立ち現地を確認し、地元管理者からも説明を受け審査に臨んでおります。

烏帽子の里の火災原因は明確になったのか、この施設に火災保険はかけられていたのか、今後の再建計画については、地元とどのように話し合っているのかとの質問には、火災原因については、警察の調べでは原因不明という発表である。

ただ、翌日の捜査の中では、コンセントの部分にごみ等がひっかかり、火事が発生したとの推測もある。保険は市の財産の保険に入っており、現在、査定中である。今後、この建物をどうするかによって査定額が変わってくることから、建物をそのまま復元するのか、取り壊して終わるのかによって、保険の査定の範囲が違ってくる。跡地利用等も含め地元と担当課のほうで推移を見ながら詰めさせていただきたい。

今後について、地元の意向確認については、現地で地元の皆さんから話を聞いたが、地域の拠点を失ったという虚脱感がある。烏帽子の里を中心に数々のイベントや研修会、展示会などをやってきたわけであり、地域としてのよりどころを失った悲しみは大きい。

しかし、それを再建して元の規模で運営できるかということ、高齢化が著しいという点もあり、地元としても苦慮している。同施設は地元の公民館として、集会施設としても使用されてきた。そういったよりどころと拠点を失くした。この件については、今後、地元と十分協議をする中で、最善の形でやっていただきたい。

また、烏帽子の里という糸魚川市の施設を火災によって焼失したという責任は、行政としても免れない問題だと思われる。古い旧校舎を使って、ふるさとの再生事業に使うという注目を集めた事業なだけに残念であるが、今後も適切に処理をしていただきたいとの要望がなされております。

このほかにも活発な論議が交わされておりますが、特段報告する事項はありません。

以上で、建設産業常任委員会の委員長報告を終了いたします。

○議長（倉又 稔君）

次に、中村 実市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村委員長。〔１１番 中村 実君登壇〕

○１１番（中村 実君）

本定例会初日に、当市民厚生常任委員会に付託されました議案第１０３号、平成２２年度糸魚川市一般会計補正予算（第３号）及び議案第１０８号、平成２２年度糸魚川市一般会計補正予算（第４号）のうち、当委員会に分割付託となりました関係部分について、去る９月１５日に審査が終了しておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告申し上げます。

まず、議案第１０３号、平成２２年度糸魚川市一般会計補正予算（第３号）。

生活保護総務費の生活保護システム導入等委託料について、どのようなシステムを導入するのかとの質問に対し、国のＩＴ化推進に伴う生活保護受給者のレセプトオンライン化と、それに伴う既存庁内システムの改修であるとの答弁がされております。

また、火葬場費の火葬場修繕工事について、糸魚川火葬場の誘引排風機及び能生火葬場の燃焼ブロワーの老朽化による取りかえ経費であるが、やはり能生の火葬場を随時修繕すれば長期にわたり使用できるため、できるだけ修繕を行いながら、能生地域でも火葬ができるような状況をつくっていただきたいとの質問に対し、能生火葬場の稼働率の低下も機械に悪い影響を及ぼしているが、能生火葬場、糸魚川火葬場の２つあることにより危機管理面でもよい面があり、できる限り長く使用したいとの答弁がなされております。

続きまして、議案第１０８号、平成２２年度糸魚川市一般会計補正予算（第４号）。

公害対策費、土壌採取分析委託料について担当課から、糸魚川駅旧レンガ車庫跡地付近の土壌汚染の発生に伴う土壌採取分析委託料で、ヒ素の土壌溶出検査などの費用であり、ＪＲ西日本所有地と市の所有地の地境部分２地点を検査するもので、検査箇所は、当該地と南側の市道駅裏道線。ま

た、あわせて今後、県、ＪＲ西日本の汚染土壌対策により、新たに土壌汚染調査が必要になる場合を想定し、合計５地点分を計上したとの説明がありました。

委員からは、この場所を将来にわたってどのように管理していくのか、汚染された土壌をどのようにするのか、これからどのようにして進んでいくのかとの質問に対し、まだ未定だが、県としては観測井戸を設けさせ、モニタリングをしながら監視をしていくと聞いており、それに応じて、もしモニタリングの結果が基準値を上回ることがあれば、市として飲用井戸の抑制指導等、あるいは検査を再度行うような状況になる可能性がある。

それから、特にＪＲは新幹線用地のため、土地の置きかえなどの方法も対策として提案されるのではないかと聞いている。

また、その他の委員からは、新幹線駅整備に伴う駐車場は必要だが、土壌汚染の問題が出てきた中で買収にこだわらず、借地などの方向性を変える検討はとの質問に対し、市としては、あの地区に駐車場をつくるということは駅周辺の一連の事業であり、用地の確保をしていきたい。この土壌がしっかりした基準以内になるまでは、市が引き取らないということでＪＲと交渉しているので、完全なものになってから市は用地買収し、駅前周辺開発を進めさせていただきたいとの答弁がなされました。

そのほかにも活発な質疑や意見がありましたが、特段報告する事項はありません。

以上で、市民厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第１０３号、平成２２年度系魚川市一般会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これより議案第１０８号、平成２２年度系魚川市一般会計補正予算（第４号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

+

日程第 9 . 諮問第 3 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 9、諮問第 3 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第 3 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありまして、現在、人権擁護委員をお願いいたしております佐藤英尊さんの任期が、平成 22 年 12 月 31 日で満了いたしますことから、後任の候補者として伊藤清正さんを推薦をさせていただくものであり、議会のご意見をお伺いしたいものであります。

以上であります、よろしくお願い申し上げます。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより諮問第 3 号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを適任と認め、答申することに決しました。

日程第 10 . 発議第 8 号

○議長（倉又 稔君）

日程第10、発議第8号、「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大滝 豊議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝議員。〔12番 大滝 豊君登壇〕

○12番（大滝 豊君）

発議第8号、提出者、大滝 豊、賛成者、甲村 聡議員であります。

今日、選択的夫婦別姓に関する国民世論は分かれており、国民的合意には至っていません。

また、三世同居の減少など家庭を取り巻く環境の変化に加え、離婚の増加、児童虐待等、家族のきずなが希薄になっており、これらを憂う立場から伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強くあります。

本来、民法は家族を保護するための基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護しているものであります。したがって、選択的夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、ひいては離婚が容易にできる社会システムの形成につながることを懸念されます。

のみならず親子別姓や（場合によっては兄弟別姓）をもたらすこともあり、子供の心に取り返し
のつかない傷を与えることになりかねません。子供に与える影響をかんがみれば、我が国の将来に
大きな禍根を残すことになるかと危惧するものであります。

家庭の重要性が叫ばれる今日、むしろ必要なのは社会と国家の基本単位である家族の一体感の再
認識であり、家族のきずなを強化する施策ではないでしょうか。

なお、一部の働く女性から旧姓使用を求める声がありますが、これについては民法を改正する必
要はなく、各分野の運用面での対応等で、現実的方策による解決を図るべきであります。

以上の内容を踏まえ、政府に、婚姻制度や家族のあり方に極めて重大な影響を及ぼす「選択的夫
婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長へ
意見書を提出いたします。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木勢子議員。

○25番（鈴木勢子君）

ただいまの「選択的夫婦別姓を求める民法の一部改正」に反対を求める意見書について質問いた
します。

先ほど議会運営委員長から委員会審議を省略し、本日、即決するという事で報告がございました。

１９９９年６月の通常国会では、国の最重要課題として男女共同参画社会基本法が全会一致で可決、制定されております。選択性夫婦別姓については、この男女共同参画社会基本法と深く連動し、今日に至っております。

そこで質問に入りますが、なぜ今この時期に慎重に扱うべき陳情書に、このような意見書を提出しなければいけないのか、その内容を伺います。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝議員。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

鈴木勢子議員の質問にお答えをさせていただきます。

今ほどのなぜという質問でございますが、冒頭申し上げたとおり、この意見書の内容と全く同じでございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木勢子議員。

○２５番（鈴木勢子君）

意見書の内容と全く同じということであれば、この意見書の内容は非常に偏って、まさにこれは慎重に扱うべきもののなのに、どうしてこういうふうにくくっているのかというふうに疑問に感じました。

そこで意見書の本文のほんの一部ですが、後段の「一部の働く女性から旧姓使用を求める声があります云々」、ここについては「民法を改正する必要はなく、各分野の運用面での対応で、現実的方策による解決を図るべきであります。」と記載してあります。これはいかがでしょうか、もうまさにバックラッシュです。

男女雇用機会均等法と同様ですよ、働く女性の職場での位置づけが、この法律で定められてきたこの重要性を、発議者、賛成者はどのように認識されているのでしょうか。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

大滝議員。〔１２番 大滝 豊君登壇〕

○１２番（大滝 豊君）

鈴木勢子議員の質問にお答えをさせていただきます。

なかなか個人的な主張等々を申し述べれば、大変な時間を要すると思います。

私は現在の民法の規定で、夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏名を称する民法第７５０条ですか、その規定にのっとって、これはやはり必要性もあるというふうには感じております。あえてここで民法を変えてまで、別姓にするべきではないという考え方でございます。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

鈴木勢子議員。

○ 25番（鈴木勢子君）

これは糸魚川市議会で採決されたとなれば非常に大変なことで、男女共同参画基本法を言うまでもありませんが、少子化対策、それから働く女性の促進、いろんなことに関連することなんですよ。ですから、慎重に取り扱うべきだというふうに冒頭申し上げました。

糸魚川市は今年度4月からですけども、市の組織を改革しまして、男女共同参画については市民厚生常任委員会が所管になりました。ご存じのように糸魚川市も、県のハッピー・パートナー推進事業に、県下で7番目に手を挙げましたね。現在では市内の事業所が14社にのぼってます。これらの糸魚川市と市民の取り組みをしっかりと発議者、賛成者は把握し、認識して、この意見書の内容をこういうふうにとまとめられたのか。非常に市民と遊離している。そして世界の先進国、それから日本の潮流とも逆行するものであるというふうに私はとらえて、バックラッシュという言葉を使いました。

私はこれは本当に慎重に扱わなければ、この本文でもあるように、まさに禍根を残すものなんです、糸魚川市議会として。ですから、慎重に扱ってほしかったと切に願いましたので、あえてここで質問いたしました。最後のこのハッピー・パートナー事業ですね、こういった取り組みについて発議者、賛成者は、どのように把握されておりますか。

○ 議長（倉又 稔君）

鈴木議員、質問の内容がちょっと外れているようなことになっておりますけども、大滝議員、何か答弁がありましたら。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

大滝議員。〔12番 大滝 豊君登壇〕

○ 12番（大滝 豊君）

私は今の問題は、ちょっと答えることはできませんけども、私は現行の制度に固執する気持ちはさらさらございませんが、やはり私は日本の文化、日本のきずな、家庭のきずなということを考えた場合に、やはり現行どおりでいいんだという考えの立場でございますので、それをもって答弁にかえさせていただきたいと思います。

○ 議長（倉又 稔君）

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○ 議長（倉又 稔君）

+

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議第 8 号、「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書を採決いたします。

本案に対する採決は起立により行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（倉又 稔君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 11 . 発議第 9 号

○議長（倉又 稔君）

日程第 11、発議第 9 号、救急医療の支援を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村 実議員。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

中村議員。〔11 番 中村 実君登壇〕

○11 番（中村 実君）

これより提案説明を行います。

発議第 9 号、救急医療の支援を求める意見書。

救急医療の支援について。

糸魚川市における救急医療の現状は、糸魚川市医師会の協力により、開業医が糸魚川総合病院へ執務する中で、糸魚川総合病院とよしだ病院による病院群輪番制病院運営事業により、365 日 24 時間の第 1 次及び第 2 次救急医療体制が確保されており、第 3 次救急医療は上越市の新潟県立中央病院が実施している。

平成 19 年の姫川病院閉院以来、市内の病院は 2 病院となっているが、よしだ病院は整形外科、リハビリテーション科のみで、救急患者の受け入れに限界があるため、第 1 次、第 2 次救急医療ともに糸魚川総合病院がその中核を担っている。また、第 3 次救急医療については、上越市の県立中央病院に救急救命センターが設置されているが、搬送に 40 分以上の時間が必要となっている。

このため糸魚川総合病院が第 3 次救急医療の一部を担う現状であり、救急搬送がふえ続ける中で、救急医療の対応が医療従事者の配置をはじめ、施設設備面でも限界となっている。このことから、糸魚川総合病院における 2 . 5 次的救急医療体制の整備が急務である。

このような状況を改善するため、糸魚川総合病院では救急外来棟の増設を計画していることから、ぜひ新潟県の支援をお願いしたい。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、新潟県知事に意見書を提出いたします。

以上の内容で、提出者、私、中村 実、賛成者としたしまして、田原 実議員、松尾徹郎議員、古畑浩一議員、野本信行議員、伊井澤一郎議員、古川 昇議員、新保峰孝議員、保坂 悟議員、後藤善和議員、吉岡静夫議員、鈴木勢子議員の連名で、会議規則第 14 条の規定により提出するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（倉又 稔君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議第 9 号、救急医療の支援を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 12 . 閉会中の継続調査について

○議長（倉又 稔君）

日程第 12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第 104 条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（倉又 稔君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり米田市長から発言を求められておりますので、この際これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶものあり〕

○議長（倉又 稔君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

大変お疲れさまでした。

平成２２年第５回市議会定例会の閉会に当たりまして、お礼を兼ねまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る８月３０日から本日までの長期間にわたりまして、多数の重要案件に慎重なご審議をいただきましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

この機会に４点につきまして、ご報告申し上げます。

最初に、糸魚川総合病院での救急外来棟の増築構想について、ご報告申し上げます。

当市の救急医療は糸魚川総合病院が中心となって実施をいたしておりますが、救急患者が増加をし、現在の救急外来体制では対応が難しくなっておりますことから、糸魚川総合病院では救急外来棟の増築計画について、厚生連の第７次中期経営計画に搭載するとともに、このことに対しまして、支援について市に要請がありました。

当市といたしましても救急医療の拡充強化が必要と考えていることから、できる限り支援を行い、市民の安全・安心な生活の確保に努めてまいりたいと考えております。

２点目に、原山化成工業の事業再開についてのご報告であります。

昨年５月２７日に火災により焼失いたしました同社の工場棟につきましては、このたび再建を完了し、９月末を目途に事業を再開することとなりました。

再開に当たり地元から４名を採用し、１２名体制でスタートいたしますが、最終的には２０名程度で操業する予定だと伺っております。

３点目に、電気化学工業青海工場ヒアルロン酸新プラントの竣工について、ご報告申し上げます。

同社が平成２０年から建設を進めておりました新プラントがこのたび完成をし、１０月２２日、竣工式を行うこととなりました。

新プラントの建設により、ヒアルロン酸の生産能力が約５０％増加するとお聞きいたしておりますし、今後、地域経済の発展に寄与するものと大いに期待をするものであります。

最後に、新潟県人会大交流会について、ご報告申し上げます。

本イベントは、東京新潟県人会が創設１００周年を迎えることを契機に、国内外の本県出身者が新潟に集結し、「朱鷺メッセ」を会場といたしまして、９月２５日、２６日の２日間にわたり開催される大交流イベントであります。

大物産展、オペラの公演、記念対談やふるさと芸能大会など、盛りだくさんの催しとなっており、特に芸能大会では、糸魚川おまんた囃子保存会による、おまんた囃子が披露されます。

なお、本イベントに当たり、東京糸魚川会の皆様から物産展のブース提供をはじめ、多くのご支

援をいただいております、出身者会のふるさとへの熱い思いに感謝をいたしますとともに、議員の皆様方にも、ぜひ本イベントにご参加くださいますようお願い申し上げます。

以上、４点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、平成２２年１２月市議会定例会の招集日を１１月２９日、月曜日とさせていただいたわけでございますので、予定といたしましてご報告をさせていただきます、閉会のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（倉又 稔君）

これをもちまして、平成２２年第５回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後１時４７分 閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

+

議 長

議 員

議 員